

平成30年度  
第9回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成30年12月5日開会

高松市農業委員会

平成30年度第9回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年12月5日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 8番 横井 豊
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼 農 政 課 長	川西 好春
農 政 課 長 補 佐	西谷 茂浩
農 地 係 長	多田 利浩
農 政 管 理 係 長	浮田 政宏
副 主 幹	豊島 俊治
副 主 幹	中野 清作
副 主 幹	横井 和久
主 任 主 事	三好 順子

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第8号 非農地証明願について  
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から平成30年度第9回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中19人で定例総会は成立しております。

なお、横井委員、花澤委員、原田委員及び橋田委員の4名から欠席の連絡を、また、兔子尾委員からは、少し遅れる旨連絡を受けています。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番佃委員、15番冨本委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、双方が農業経営基盤強化促進法による貸借へ切り替えるため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3条許可後に国土調査が行われたため、許可時の地番と現在の地番は異なっていますが、平成4年に許可した該当地の全てを解約したものです。

2番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

5番は、賃借人の子が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、賃借人が別の農家へ譲渡するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲渡の内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

7番は、賃借人が親族へ譲渡するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

8番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9番から11番までは、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

12番は、賃貸人の親が借り受けるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。貸借の内容については、農地法第3条の規定による許可申請使用貸借4番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸人が転用する予定のため返還を受けたものです。

2番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

3番は、貸人の子が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請使用貸借2番のとおりです。

4番・5番は、貸人が転用する予定のため香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

4番と5番の契約開始日に2年の違いがありますが、これは当初の借受人が病気のため平成29年11月に機構に農地を返還し、その後、機構から4番の借人が借り受けたためです。

6番は、貸人が自ら転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条の規定による許可申請3番のとおりです。

7番は、貸人が自ら耕作するため、返還を受けたものです。農地法第3条の規定による許可申請所有権1番及び使用貸借1番に関連しています。

8番も、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

9番は、貸人の孫が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

10番は、貸人が香川県農地機構を介さない貸借へ変更するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、平成10年2月26日付けで非農家の自己住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

2番は、平成15年8月27日付けで農家住宅・納屋用地として許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の一部取消願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権3番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号は受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、発電出力89.1キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを540枚、18基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅から約30メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連系に係る契約も平成29年11月25日付けで締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用法定外公共物が8.40平方メートル有ります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が736.32平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

4番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が92.21平方メートルあります。

5番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線及び琴電長尾線元山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が275.16平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年1月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が309.11平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が580.11平方メートルあり、一般住宅転用可能面積の500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が80.11平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

8番は、盆栽農家である申請者が、大型盆栽を海外へ出荷するための露天車両・作業

場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松西インターチェンジに近く交通の利便性が良く、盆栽の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年8月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は、昭和56年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が565.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成60年10月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が555.23平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書 6 ページを御覧ください。

1 番は、平成30年 6 月11日付けで仮設露天資材置場・事務所用地として一時転用許可を受けていましたが、受注した工事が予定どおり進まず、期間の延長が必要で、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2 番は、平成25年 9 月13日付けで 2 階建 2 棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、分譲住宅 1 棟が未完了であり、工事期間を延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 2 件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。———御発言が無いようでありますので、議案第 4 号については承認することに御異議有りませんか。  
(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 4 号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂会長職務代理者** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、佃委員、冨本委員と私の 3 名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

それでは、別紙の 5 条特別議案書をお開きください。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の 2 番、3 番、4 番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して冨本委員から報告をお願いします。

**冨本委員** 現地調査委員の冨本です。

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

1 番の申請地は、高松市立木太北部小学校の北隣に在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、国道 11 号線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境が優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東 500 メートルに在り、分譲住宅用地とし

て転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・志度線及び塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、また、転用者が平成29年6月に転用許可を得た分譲住宅用地の西側に接続するもので、既存開発道路が利用でき事業効率も良く、周辺は教育施設、医療機関を始め店舗等商業施設が整い、分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立協和中学校西600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び琴電長尾線元山駅に近接し交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも隣接し、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止し、併用する用悪水路が26平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立川岡小学校北800メートルに在り、法人設立をしていない宅地建物取引業者免許を持つ事務所代表者が、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・香南線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。墓石移転し、併用する墓地が11平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、琴電琴平線岡本駅北東1.3キロメートルに在り、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線と県道円座・香南線の交差点にあり、国道沿線は商業施設や各種事業所が建築され、また、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み、コンビニエンスストア利用を計画しており、集客も期待できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が13.76平方メートルあります。農地法第5条規定による許可申請特別議案賃借権1番と関連し、一体開発するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、琴電琴平線岡本駅北東1.3キロメートルに在り、先ほどの5条許可申請特別議案所有権5番の貸店舗の進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、貸店舗への進入路用地ということで、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が13.76平方メートルあります。農地法第4条の規定による許可の取消願2番及び5条許可申請特別議案所有権5番と関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

——〈兔子尾委員入室〉——

**横井副主幹** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、経営している店舗の駐車場が狭く、露天駐車場用地として転用申請するもの

です。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が146.50平方メートルあります。

2番は、工場・事務所敷地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,229.76平方メートルあります。

3番は、物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

7番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が2.89平方メートルあります。農地法第3条の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

8番は、環境に係る各種調査及び測定を行う法人で、既存営業所敷地内の車両置場が狭く支障が出ていることから、社屋移転し、事務所・作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近接し交通の利便性が良く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページを御覧ください。

10番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は医療・教育施設もあり生活に便利で、共同住宅等で宅地化が進んだ住環境の良い地域内にあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が408.96平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

議案書10ページを御覧ください。

16番は、祖父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接しており親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が149.60平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るもの

です。

なお、宅地の総面積が500平方メートルを超えますが、所有農地は他に無く、超過部分は農業上利用しがたい狭小残地となるため問題ないと考えます。

17番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号バイパスに近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年5月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が112.64平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、建設業を営んでいる法人で、受注した公共工事社会資本整備総合交付金県道太田上町志度線六条工区の施工に際し、工事期間中の仮設事務所・露天車両置場用地として平成30年12月30日から31年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、工事施工場所から近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、店舗改装業を営んでいる法人で、工事用の資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の工場に隣接し、市道に面し大型車両の出入りが容易で管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が292.06平方メートル有ります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いもし易く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近接し交通の利便性が良く、実家にも近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年に造成済ですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が54.09平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

3番も、祖父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いもし易く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、周辺は教育・医療施設も整備され生活に便利で実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、母所有の農地を借り受けて排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅と集会所からの排水路用地とするもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年3月から利用中ですが、隣接農地関係者との調整もで

きており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、母所有の農地を借り受けて発電出力11.8キロワット、パネル1枚の面積約1.7平方メートルを48枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成30年11月9日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、父所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺は住宅等で宅地化が進んだ住環境の良い地域でもあり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、父所有の農地を借り受けて発電出力49.4キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを200枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三谷・香川線に面し利用及び管理がし易く、申請地は分譲住宅と隣接しており農地の蚕食・分断をすることもないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月2日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみ

で、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が327.27平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書13ページを御覧ください。

12番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年ごろに一部建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いもでき親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、子所有の農地を借り受けて農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和43年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が651.81平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権12件、賃借権3件、使用貸借15件、計30件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、高齢のため経営を縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

6番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する親族へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

8番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は植木・盆栽を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹・野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番が同時に提出されており、要件は満たします。

10番は、高齢のため経営を縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ

譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

11番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・花を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件は満たします。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書15ページをお開きください。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15番は、高齢のため経営を縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は小豆等を栽培するものです。

16番、17番も、高齢・兼業のため経営を縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、20年間借り受けて水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知7番、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、隣接農地を分譲住宅用地に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

3番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて花桃・桜等の花木を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

4番は、同一世帯の子から30年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

5番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けてミカン等果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第7号については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号については、許可することに決定いたしました。次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、昭和58年ごろから農業用水路として利用しているもので、2番は、平成30年11月から道路、3番は昭和45年ごろから、農業用水路、道路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成2年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

1番から3番までについて現地調査した結果、一部納屋部分を除きますが、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第9号については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号は証明することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料1を御覧ください。平成30年11月8日から12月4日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、11月議決分といたしまして4条が20件、5条が49件、合計で4条が20件、5条が58件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が10件、11月議決分といたしまして、4条が0件、5条が19件、合計で4条が0件、5条が29件です。取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。3ページを御覧ください。

5条関係で5月議決分の9番が、国道と進入路の接続形状及び位置の協議に時間を要していることから、開発許可未了となっております。同じく、5条関係で9月議決分の8番、12番、16番、21番、24番、25番及び10月議決分の1番、14番、15番が開発許可未了により許可保留となっております。なお、1番は、併用宅地が400平方メートル程あり、全体面積から見ると開発許可対象となっているものです。

5ページを御覧ください。

5条関係で11月議決分の13番から15番まで及び17番が開発許可未了により許可保留となっております。なお、15番は備考欄に記載がありますように、使用貸借2番と一体開発案件です。

6ページを御覧ください。

同じく5条関係の19番から23番まで、25番、26番、31番から33番が開発許可未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

同じく5条関係の36番、43番、44番が開発許可未了により許可保留となっております。また、賃借権の5番が開発許可未了により許可保留となっております。

8ページを御覧ください。

使用貸借の2番が、先ほどの所有権15番との一体開発で、開発許可未了のため許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成30年度第9回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員